

## 一般社団法人日本歯科審美学会ホワイトニング コーディネーター制度施行細則

第1条 一般社団法人日本歯科審美学会ホワイトニング コーディネーター制度規則（以下「規則」という）に定めた事項以外については、この細則に基づき運営する。

第2条 コーディネーター認定の登録をする者は、次の各号に定める書類を学会に提出しなければならない。

1. コーディネーター認定登録申請書（様式1）
2. 履歴書（様式2）
3. 歯科衛生士免許証の写し

第3条 認定試験は以下の各号に基づいて行う。

1. 認定講習会の直後に実施する。
2. 出題基準に沿って講習内容から出題する。
3. 4肢択一式の客観試験とする。
4. 答案は100点満点で採点し、70点以上の得点者を合格とする。
5. 一般社団法人日本歯科審美学会認定士はこれを免除する。

第4条 規則に定める手数料は次の各号によるものとする。

1. 認定講習会受講料 5,000 円
2. 認定試験受験料 3,000 円
3. 更新手数料 3,000円

第5条 前条に定める既納の手数は、いかなる理由があっても返却しない。

第6条 コーディネーターの資格の更新に当たっては、次の条件を満たす者とする。

1. 更新申請時に学会会員であること。
2. 更新前3年間に、一般社団法人日本歯科審美学会が主催する学術大会、セミナー、シンポジウム、コーディネーター講習会等あるいは、IFED（International Federation of Esthetic Dentistry）、AAAD（Asian Academy of Aesthetic Dentistry）、その他一般社団法人日本歯科審美学会が認める歯科審美に関する国際学会の学術大会に2回以上参加していること。

第7条 コーディネーターの資格を更新しようとする者は、コーディネーター更新申請書（様式3）を更新手数料を添えて学会に提出しなければならない。

2. コーディネーター更新の申請は、資格失効期日の1年前から6か月前までに行わなければならない。

第8条 規則第11条のコーディネーターの更新を必要としない者とは、特に理事会が認めた者とする。

第9条 コーディネーター委員会の委員長および副委員長は、委員の中から理事長が任命する。

第10条 この制度の実施・運営に当たり、財務は学会本会計によって処理する。

第11条 この細則の改廃については、コーディネーター委員会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

#### 附 則

この細則は、平成18年10月13日から施行する。

この細則は、平成18年12月13日から施行する

この細則は、平成27年4月1日から施行する。平成27年3月31日までに資格を得たコーディネーターは、平成27年4月1日以降の最初の更新時には改正前の細則を適用することができ、それ以降は本細則を適用する。